

平成 24 年 6 月 26 日
大阪府市エネルギー戦略会議

エネルギー戦略（中間とりまとめ）

1 原発再稼働に対して

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓（※）から、我々は、これまで、目の前にある経済的利益を世界の人々の安全に優先し、また、現在世代の利益のためにリスクと経済的負担を将来世代に先送りをして来たことをはっきりと自覚した。このことは、倫理的に許されることではない。

原発を稼働するには、技術的な制御可能性、核のごみ処理と事故リスクへの対処を含む社会的制御可能性が満たされなければならないが、我が国においては、そのいずれもが満たされていなかった。当エネルギー戦略会議は、これまでも関西電力大飯原子力発電所再稼働の 8 条件（別添 1）及び同原発再稼働に当たっての緊急声明（別添 2）において、原発の稼働の前提となる条件を具体的に示してきた。これらを踏まえた原発に関する基本方針は以下の通りである。

- ・ 原発の再稼働については、引き続きこれらの条件を満たさない限り認めるべきではない。
- ・ 大飯原発 3、4 号機は仮に再稼働したとしても上記の条件を満たしていない以上、節電要請期間終了後直ちに稼働を停止すべきである。
- ・ 中長期的には、遅くとも 2030 年までに原発ゼロを目指すべきである。

※ まだ事故が収束しておらず、その原因さえ未解明であることから、教訓と言っても暫定的なものであることに留意しなければならない。

※ 将来において、現在とは全く異なる技術の出現等により、原発の危険性が、通常技術の危険性と同質、同程度のものとなった場合には原発のあり方に関する考え方を見直すことを論理的には排除しない。

2 なぜ大阪府市がエネルギー戦略を策定するのか

- ・大阪府市は、地方の自立を目指す。電気なしでは生活が成り立たない現代社会で、住民生活を守る役割を担う地方自治体にとって、エネルギー戦略策定は国任せではなく、自治体と住民が、自ら地域特性を活かしつつ、国との協力の下、自らできることに先進的に取り組むという義務がある。大阪府市が提言及び実行することで、国の政策立案に地方目線、住民目線を組み込むのみならず、より先進的な取り組みの可能性を示すことにより、国のエネルギー戦略の議論に貢献し、リード役を担うことができる。
- ・東日本大震災で原発リスクと我が国の電力供給体制の脆弱さが明らかになったが、それと同時に、エネルギーの安定供給や原発の安全確保、さらに消費者保護に関する国の能力が不十分であることがわかった。その観点から、地方がその役割の一部を代替または補完する必要がある。
- ・特に原発依存度が高い関西の中核たる大阪府市からエネルギー戦略を提示することは、我が国のモデルプランになるとともに、新たな成長の原動力にもなる。

3 4つの視点

〈視点1〉原発依存からの脱却

昨年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故によって安全神話は完全に崩壊した。可能な限り早期に原発依存からの脱却を目指して欲しいというのが住民の意思である。この意思を反映した政策を実現していく必要がある。

また、代替エネルギー確保にかかる当面の対策と移行戦略を確立する必要がある。

〈視点2〉供給者目線から需要家・生活者目線へ（国・電力会社による統制システムから市民・需要家が参加・選択するシステムへ）

これまで電気は当たり前に使えるものとして国と電力会社に任せきりで、全てのシステムが供給者の論理で構築されてしまった。その結果、安全に関し脆弱で経済的に無駄の多いシステムとなり、需要家に選択の自由がなく消費者が常に受け身の存在となっていた。これを、需要家目線のシステムに変革し、需要サイドの活性化とスマートコンシューマーが主導権を担う新たなエネルギー社会を実現することによって、柔軟で多様、安心・安全、かつ効率的なシステムが実現する。原発のリスク・コストも全て市場を通じて内部化（顕在化）するような仕組みを作ることも必要である。

〈視点3〉国から地方へ

原発から脱却した場合、電力需要をいかに賄うかは、市民自身が市場を通じて選択して行くべきであり、市民により近い存在である自治体も国と同様に大きな役割を積極的に果たすべきである。特に税財源を国に集中していたことによって、歪んだバラマキ政策が蔓延し、消費地と生産地が分断され、柔軟にエネルギー需給構造を変革することが極めて困難になってしまったことの反省に立って、権限と財源を地方に移譲する等のエネルギー行財政改革を進め、地方独自の原発の安全確保政策（避難計画を含む）や再生可能エネルギーを中心とする分散型電源の振興政策などを主体的に推進できるようにすることが必要である。

〈視点4〉再生可能エネルギーの推進

原発依存度の高い日本、特に関西で、再生可能エネルギーの成長センターになることを目指し、将来の経済発展の軸とすべきである。既存の原発予算の財源の大半を地方に移管し、再生可能エネルギーの普及を目指す。

4 主体ごとの取組み

視点	国	自治体（府市）	民間
<視点1> 原発依存の脱却	・ 外国人を含む人材によって、独立性をもった世界標準の規制機関の下、世界標準の規制を行う。 ・ 推進機関（経産省等）へのノーリターンルールは例外なく直ちに実施。原子力関連企業への再就職規制などにより原子力村との完全断絶を実現。 ・ 安全規制の徹底的見直し。バックフィットを例外なく適用。 ・ 40年廃炉の例外を廃止 ・ 国、地方と電力会社の緊急時対策の見直し、原子力損害賠償の抜本見直しを行う。 ・ もんじゅや再処理は即時撤退。 ・ 原発を稼働する場合は、使用済核燃料の総量抑制と場所に関して国民的合意をはかる。使用済核燃料は現実的な責任貯蔵を行う。 ・ 国と民間の役割分担を明確にしたうえで、脱原発に対応するための電力会社の経営健全化策を策定 ・ 電力会社の破綻処理スキームを創設	・ 国の原子力規制機関が、信頼に足る安全基準の見直しなどに十分取り組まない場合には、当面の間、自ら創設する『関西原子力安全監視庁』において、代替できる機能を確認。 ・ 使用済核燃料の責任貯蔵を国が十分に取り組まない場合には、国が取り組まない必要最小限の間、財源ごと地方に移管し、責任貯蔵を代行することも検討。 ・ 国の定める緊急時対策に基づき、広域的避難訓練など万全な準備を行う。国の対応が不十分な場合には、上乗せ的な対応を行う。 ・ 脱原発依存の実効性確保のため、必要に応じて安全規制に関する条例（大阪に被害を及ぼす可能性のある原発に関する規制）を制定する。	・ 電力会社は徹底した情報公開。安全及びコスト両面について。 ・ 国の定める緊急対策に基づき準備を行うとともに、シビアアクシデントの際の具体的な行動計画（保険・基金などを含む）の策定・公表。 ・ 原発コストは、過酷事故の場合の損害賠償等全てのコストや廃炉費用などを全て上乗せして評価する。（市場において内部化することでリスク・コストが評価される）

視点	国	自治体（府市）	民間
＜視点２＞ 供給者目線から需要家・生活者目線へ（国・電力会社による計画経済から市民が選ぶ市場経済へ）	・２年以内に、発送電分離・電力完全自由化で、競争による低コスト・創造的なエネルギー市場の実現。 ・送配電網は発電会社からの影響力を一切排除して独立性を担保し、公正な開放を確保。 ・ナショナルグリッド化（日本全国一体の送電会社）の促進など、広域化と透明化及び送配電網拡充による安定供給体制の実現。 ・一般電気事業者保有のベース電源の開放、卸供給規制の撤廃、卸電力取引所の活性化等により、発電・小売部門での競争を促進。 ・エネルギー産業の振興官庁である資源エネルギー庁から電力・ガス規制を分離。エネルギー供給に関して、競争制限的な行為が行われていないかどうか、公益事業委員会（新設）で監視。 ・振興政策は経産省の産業政策部門に吸収して資源エネルギー庁は解体。 ・ネガワット取引に係るガイドラインの作成など、デマンドレスポンスの普及振興	・地域の実情を踏まえて節電・省エネ運動を展開し、スマートコミュニティを実現する。 ・消費者保護の観点からの規制導入。（国から地方の項参照） ・電力自由化のなかで消費者相談窓口の設置や広報 ・自らデマンドレスポンスに取り組み、経費削減を図る。	・小売り全面自由化の下、需要家が電力会社や電源、料金メニューの選択肢を持つ。 ・デマンドレスポンス、ネガワット取引など新しい取り組みに積極的に参入する。 ・国の政策転換を先取りした新たなビジネスモデルの推進。 ・旧来の護送船団方式に決別し、入札改革、透明な取引慣行構築などによる徹底した競争によるコスト削減及びサービス充実を図る。 ・スマートメーターの仕様の国際標準化と国際調達による非ガラパゴス化と低コスト化の実現。

視点	国	自治体（府市）	民間
<視点3> 国から地方へ	・原子力関連予算、電 促税の抜本的見直し により財源の地方移 管。 ・エネルギー供給に関 して、競争制限的な 行為が行われていな いかどうか、公益事 業委員会（新設）で 監視。	・移管された財源を元 に、地域エネルギー 安全保障体制を確 立。 ・消費者保護の観点か ら、シェアの高い（当 面 50%以上）電力会 社の料金の適正化に 関する措置を検討す る。 ・その他規制権限のう ち、地方でできるも のは地方で行う。 ・原発安全基準の策定 などに積極的に関 与。 ・防災計画の策定や安 全協定の締結を行 う。 ・地域の実情を踏まえ た再生可能エネル ギー、コジェネレー ション等の振興を 図る。 ・地域の実情を踏まえ た節電・省エネ運動 の展開とスマート コンシューマー主 体のスマートコミ ュニティの実現を 図る。	
<視点4> 再生可能エ ネルギーの 推進	・エネルギー基本計画 の見直し。再生可能 エネルギーの比率で 欧州諸国並みを目指 す。 ・再生可能エネルギー の推進を阻害する規 制の撤廃。 ・補助金、優遇税制 ・新しいインフラ整備 （系統網の強化等）	・再生可能エネルギー で、関西を世界の成 長センターとする。 ・再生可能エネルギ ー・省エネルギー導 入支援（条例、助成 措置等） ・関連産業集積促進策 の推進。	・技術開発、実証事業 等。 ・住民参加型の再生可 能エネルギー導入。 ・再生可能エネルギー 普及までの経過期間 におけるガスシフト 及び石炭利用などに よる安定供給の確 保。

(別添 1)

- 1 国民が信頼できる規制機関として 3 条委員会の規制庁を設立すること
- 2 新体制のもとで安全基準を根本から作り直すこと
- 3 新体制のもとで新たな安全基準に基づいた完全なストレステストを実施すること
- 4 事故発生を前提とした防災計画と危機管理体制を構築すること
- 5 原発から 100 キロ程度の広域の住民同意を得て自治体との安全協定を締結すること
- 6 使用済み核燃料の最終処理体制を確立し、その実現が見通せること
- 7 電力需給について徹底的に検証すること
- 8 事故収束と損害賠償など原発事故で生じる倒産リスクを最小化すること

「原発再稼働に関する緊急声明」

政府は、関西電力大飯原子力発電所第3号機・第4号機の再稼働に向け、最終手続きを進めています。

当会議は、再稼働の8条件を提示していましたが、いずれの条件も満たされていません。

しかも、細野大臣は、安全基準が暫定的であること、すなわち不完全であることを認められ、野田総理もこの考え方を追認されたと承知しています。

にもかかわらず、再稼働を強行することは、安全をないがしろにし、福島事故の教訓を全く無視するものであり、二度と同じ過ちを繰り返してはならないという多くの国民の願いに真っ向から反するものと考えます。当会議としては、到底容認することができません。

また、原発再稼働なしで今夏を乗り切るため、関西全域のみならず、全国的に、節電に向けた国民の取り組みが進められています。今回の動きは、こうした取り組みに対して、水をかけることにもなりかねません。

以上の認識に立って、当会議の委員はその総意をもって、政府および関西電力に対し、以下の事項の実施を強く要請します。

1. 今般の判断にあたっての安全基準はあくまで暫定的なものであり、福島原発事故の反省に立った十分な安全性は確認されていないことを、政府の責任において、国民に明確に説明すること。
2. 安全性が確認されていない以上、再稼働は必要最小限の期間にとどめること。すなわち、9月の節電要請期間を過ぎたら、直ちに稼働を再停止すること。当該運転期間においては、事前に検討する特別な安全対策を可能な限り実施すること。
3. これまで当会議で提案してきた“節電”を“発電”と捉えるネガワット取引など、構造的な省電力社会を実現するための節電対策は、再稼働とはかわりなく、徹底して推進すべく、政府および関西電力の双方において、あらゆる手段を講ずること。
4. 福島事故の教訓を十分に活かし、国民の信頼に足る、新たな原子力規制機関を創設すること。そのため、国会の原発事故調査委員会が近々、原因究明と新たな安全規制のあり方に関する提言をまとめた報告書を提出する見込みなので、これを十分に踏まえたものとする。
5. 新たに創設する原子力規制機関は、いわゆる原子カムラとの関係を完全に断ち、真に独立した、かつ必要な能力を備えた機関とすること。そのもとで、全く新たな国際標準の安全基準を作り、厳格な安全審査を全ての原発に対して実施すること。
以上を担保するため、制度として、最低限、以下の措置を講ずること。
 - 1) 新たな原子力規制機関は、独立性の確保された三条委員会とすること。
 - 2) 推進官庁、原子力電源を有する、あるいは、今後有しようとする電力会社、原子炉メーカーなどの原子力推進事業者からの出向禁止（ノーリターンルール）など、原子カムラとの遮断を徹底すること。
 - 3) 外国人を含む専門的かつ高度な知見を有する人材を積極的に任用すること。
 - 4) 全ての原発について、最新の知見に基づく安全対策、いわゆるバックフィットを必ず求める制度とすること。
6. 過酷事故が生じた場合の対策が全くとられていないことに鑑み、国は、大飯原発で過酷事故が生じた場合の放射性物質の拡散予測などのシミュレーションを直ちに実施し、再稼働前に国民に公表するとともに、100km圏内の住民を対象とした避難対策、被ばく防止対策を定め、避難体制を確立すること。
7. 関西電力は、過酷事故が生じた場合のあらゆる損害を補償するための保険契約締結を検討すること。万一保険契約の締結ができない場合は、政府が責任を持ってこれに代わる措置を講ずること。